

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

第1 基本方針

- ・国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施。
- ・すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築。

第2 防疫措置

- ・偶蹄類の家畜の所有者に対し、異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導。
- ・家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から異常家畜を発見した旨の通報があった場合には、緊急的な措置について指導又は依頼を行うとともに、直ちに立入検査を実施。
- ・本病が否定できない場合には、家畜防疫員は、病性鑑定材料を採取し、動物衛生研究所に搬送。
- ・病性決定時には、関係機関等と連絡を取りつつ、都道府県と農林水産省で公表し、それぞれ防疫対策本部を設置。必要に応じ、他都道府県の家畜防疫員、農林水産省の防疫専門家等も動員。
- ・患畜等の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急を実施。
- ・家畜、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動制限区域（原則として半径10km以内）及び搬出制限区域（原則として半径20km）を設定。制限区域内の飼養農場等については、立入検査を実施し、清浄性を確認。
- ・ワクチンは、原則として、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合に接種。接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染源及び感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、発生時を想定した防疫演習等を実施。
- ・国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の発生を的確に予防する観点から、飼養衛生管理基準の遵守等による家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導。